

令和6年度 監査報告書

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、山形県公立大学法人の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第16期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、理事長、理事、内部監査担当部署その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査を担当する職員と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局において業務及び財務の状況を調査しました。

また、本学におけるガバナンス体制や理事長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令などに適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、関係職員から説明を受け、業務及び財産の状況を調査し、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分に関する書類）、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

山形県公立大学法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、山形県公立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況を適正に示していると認めます。

(6) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認めます。

令和 7 年 6 月 13 日

山形県公立大学法人

理事長 阿部 宏 慈 様

監事

高石 宏典

監事

羽生田 智